

神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号、以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づく「生活困窮者就労準備支援事業」（以下「就労準備支援事業」という。）、「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」（以下「学習支援事業」という。）、及び法第 10 条第 1 項に基づく「生活困窮者就労訓練事業」（以下「就労訓練事業」という。）（給与が支給されていない場合）への参加に要した交通費について、補助金を交付することにより、生活困窮者の事業参加を促し、将来の自立につなげることを目的とする。

2 神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(他の補助金等との適用関係)

第 2 条 前条の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金と類似の国、県等による補助金等の対象となる場合は、この要綱に基づく補助金の対象としない。

(対象者)

第 3 条 この要綱による補助金の対象となる者は、生活保護受給者を除く生活困窮者のうち、各区保健福祉部保護課・北神支所保健福祉課・北須磨支所保健福祉課（以下「区」という。）が就労準備支援事業、及び学習支援事業、並びに就労訓練事業（以下「各事業」という。）への参加について、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年 2 月厚生労働省令第 16 号。以下「法施行規則」という。）第 2 条に規定する自立支援計画を策定した者であって、各事業に参加するために公共交通機関を利用し交通費を負担した者（以下「対象者」という。）とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、対象者が各事業への参加に伴い要した交通費とし、1 月を単位として決定する。本要綱における交通費とは、対象者が現に支払った額と、合理的かつ経済的な経路で算出した額のうち金額の小さいものをいう。

2 就労訓練事業については、認定就労訓練事業所から給与が支給される場合であっても、交通費が給与を上回る場合は、不足分を補助金の額とする。

3 1 か月あたりの補助金の上限額は、それぞれの事業につき 15,000 円とする。

(補助の対象期間)

第 5 条 補助の対象となる期間は、対象者が事業への参加を開始し、次条に定める申請を行った日の属する月から、法施行規則第 2 条に規定する自立支援計画に定めた支援期間が終了するまでとする。ただし、支援期間を延長した場合は、その期間を対象期間に含める。

(補助金の交付申請)

第6条 対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各事業に参加することを決定した日以降に、「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金交付申請書」（様式1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 申請者は、自立支援計画に定めた支援期間が終了し、再度自立支援計画において支援期間の延長を決定した場合は、延長を決定した日以降に、再度「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金交付申請書」（様式1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

3 対象者が未成年の場合は、その保護者を申請者とすることができる。

(交付の決定及び通知)

第7条 福祉事務所長は、前条の申請について内容を審査し、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、申請後30日以内に申請者に通知するものとする。

(1)神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金交付決定通知書（様式2号）

(2)その他福祉事務所長が必要と認める書類

2 福祉事務所長は、前条の申請について内容を審査し、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の決定を行うときは、次に掲げる書類により、申請後30日以内に通知するものとする。

(1)神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金不交付決定通知書（様式3号）

(2)その他福祉事務所長が必要と認める書類

(申請事項の変更及び承認)

第8条 申請者は、前条により補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金変更交付申請書」（様式4号）を、福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる内容を審査し、承認することが妥当であると決定を行うときは、その旨を「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金変更交付決定通知書」（様式5号）により、承認することが妥当ではないと決定を行うときは、その旨を「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金変更申請却下通知書」（様式6号）により、通知するものとする。

(事業実績報告及び補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金請求書兼実績報告書」（様式7号）を、各事業に参加した月の翌月末日までに1か月ごとに福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、交付決定後、「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金請求書兼実績報告書」（様式7号）を初めて提出する場合は、「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金交付決定通知書」（様式2号）を受理した月の翌月末日までに福祉事務所長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、福祉事務所長は次に掲げる書類により各事業に参加した日数を審

査し、速やかに補助金等を申請者に支払うものとする。

- (1) 神戸市就労準備支援事業実施要領に定める神戸市就労準備支援事業支援経過記録
- (2) 神戸市生活困窮者学習支援事業実施要領に定める神戸市生活困窮者学習支援事業状況報告書
- (3) 神戸市における就労訓練事業利用に関する実施要領に定める神戸市就労訓練事業参加状況報告書

(支払通知の発行)

第 10 条 福祉事務所長は、前条により支払った補助金の額について、申請者に「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金振込通知書」(様式 8 号)を送付する。

(交付額の確定)

第 11 条 福祉事務所長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、翌年度の 4 月末日までに申請者に通知するものとする。ただし、年度途中で、事業への参加が終了し補助金の交付が終了した者は、終了した月の翌月末日までに申請者に通知するものとする。

- (1) 神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金額等確定通知書(様式 9 号)
- (2) その他福祉事務所長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第 12 条 福祉事務所長は補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を「神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金交付決定取消通知書」(様式 10 号)により当該申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、すでに補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させることができる。

(調査)

第 13 条 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を行わせることができる。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用関係)

2 この要綱は、施行日以降に対象者が各事業に参加した場合に適用する。